

平成28年度市内町内会における 男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

2017年2月13日

草津市総合政策部男女共同参画室

目次

• 調査背景-----	2
• 調査概要-----	2
• 結果-----	3
• 結果の分析-----	8
• 今後の取り組み-----	9

調査背景

- ・平成26年度に実施した市民意識調査において、「地域での男女間格差」を感じている人が前回調査より増加。(参考資料)
- ・第3次草津市男女共同参画推進計画(後期計画)の重点取組としてあらゆる場での「女性の活躍推進」を進めている。
- ・平成23年度(5年前)に町内会を対象に男女共同参画アンケート調査を実施している。
- ・地域の実態把握をするため、調査対象を「町内会」とし、5年間の経年変化を確認するとともに、改善方法について検討を行う。
- ・男女共同参画に関する啓発の機会とする。

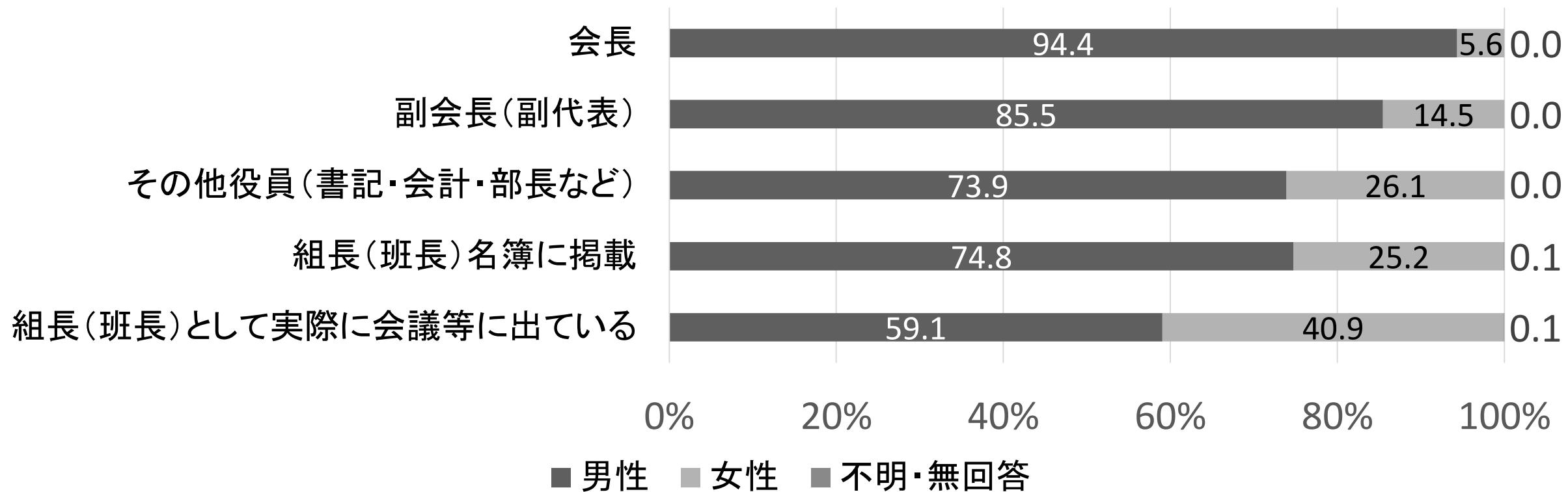
調査概要

- ・ 調査の目的 市内の地域活動における男女共同参画の実態調査、啓発
- ・ 調査対象 全14学区210町内会（行政連絡区を除く）
- ・ 方法 町内会長宛て送付、郵送・FAXにて回収
- ・ 調査期間 平成28年10月1日～10月31日
- ・ 回収結果 対象者数210名、有効回答数177件、回答率 約84.3%

会長・副会長以外の役員への女性の参画は約25%
実際に会議等に出ている女性は約40%

図1. 町内会役員の男女別構成割合

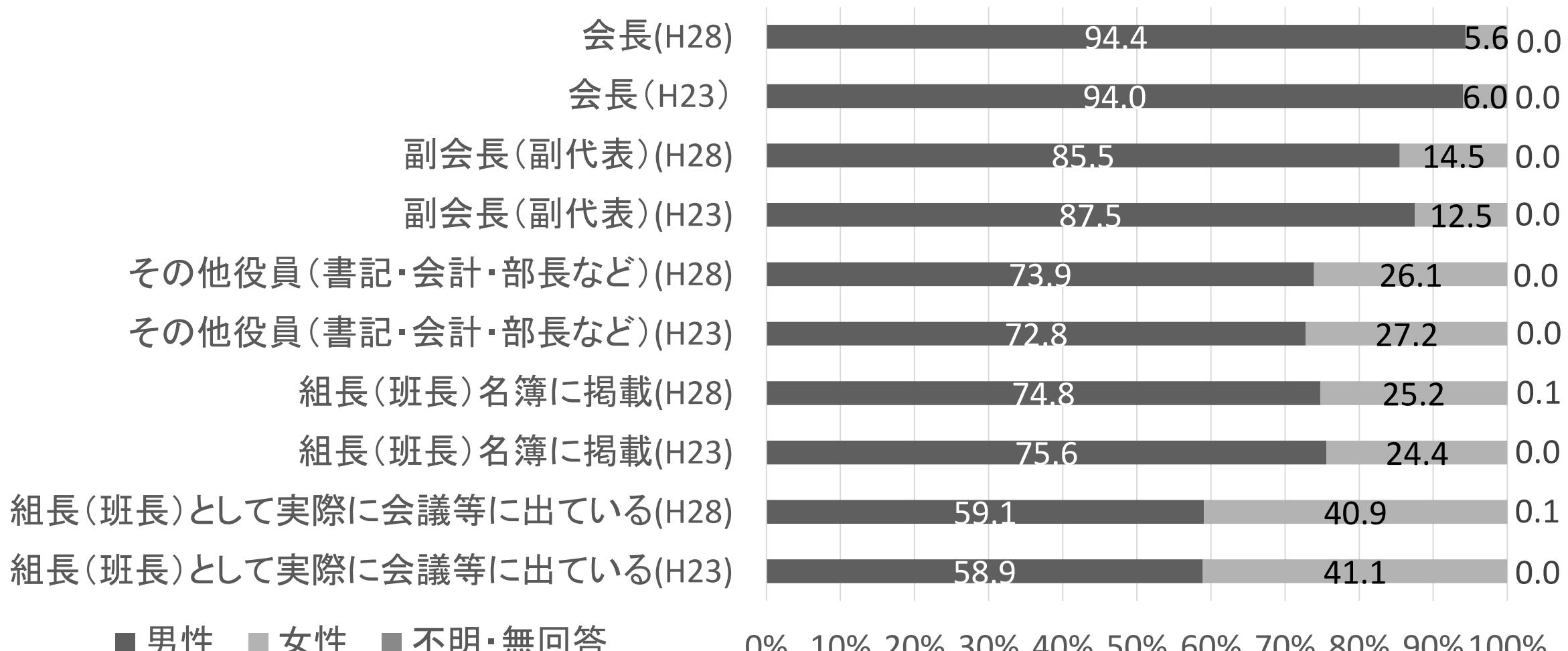
[%]



⇒女性の会長への登用は5.6%、副会長への登用は14.5%、その他役員(書記・会計・部長など)への登用は26.1%であった。また、組長(班長)として名簿に掲載されている女性の割合は25.2%であったが、組長(班長)として実際に会議等へ出席している女性は40.9%であった。

町内会の性別役員構成は、5年間で変化無し

図2. 町内会役員の男女別構成割合 経年比較 [%]



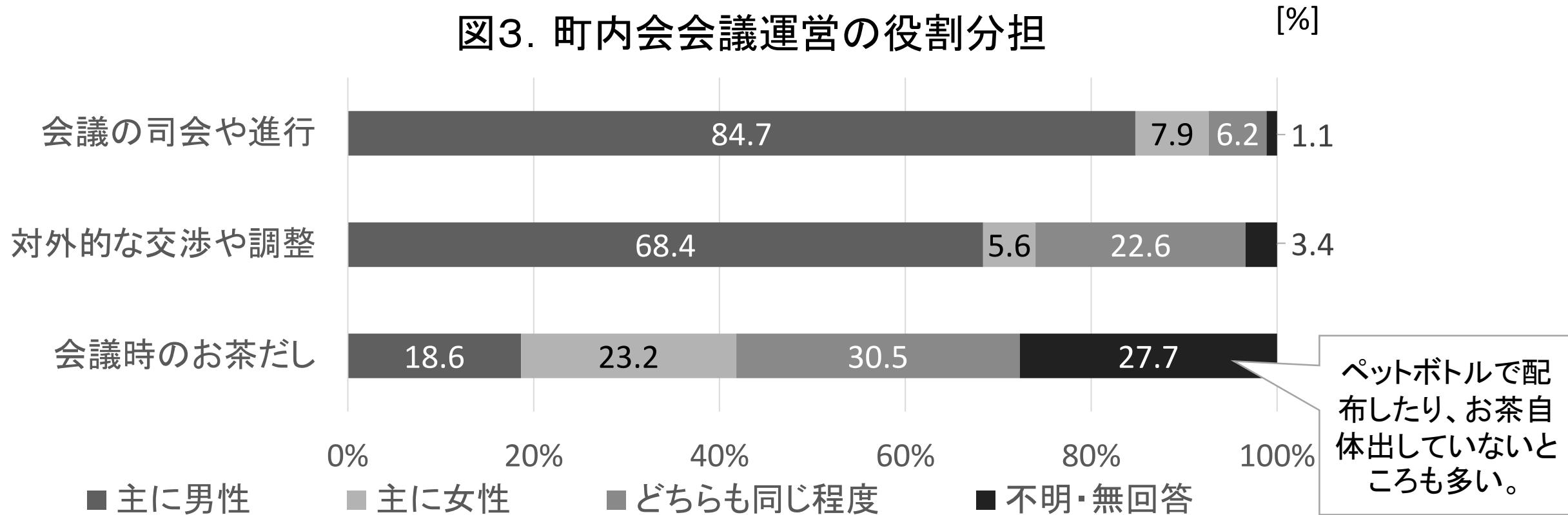
■ 男性 ■ 女性 ■ 不明・無回答

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

⇒会長、副会長、その他役員(書記・会計・部長など)の女性の割合は5年間でほぼ変化が無い。組長(班長)名簿に掲載されている女性の割合、組長(班長)として実際に会議に出席している女性の割合も5年間で変化がない。

会議の進行や調整などは主に男性が担う

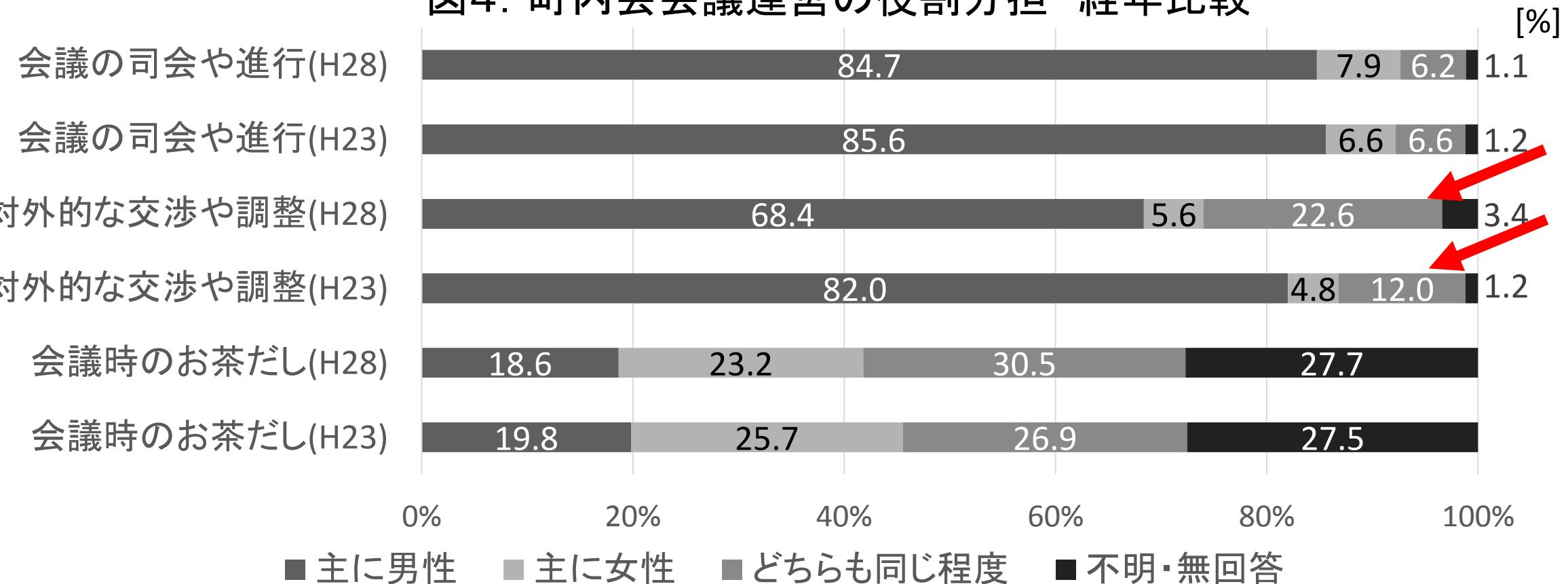
図3. 町内会会議運営の役割分担



⇒会議の司会や進行、対外的な交渉や調整は主に男性が担っている。会議のお茶出しは、ほぼ男女同じ割合である。不明・無回答が多いのは、ペットボトルで配布したり、お茶 자체出していないところも多いことから。

町内会会議運営の役割分担は5年間で変化なし 「対外的な交渉や調整」は「どちらも同じ程度」で微増

図4. 町内会会議運営の役割分担 経年比較



⇒会議の司会や進行、対外的な交渉や調整、会議のお茶出しなど、町内会会議運営における主な役割分担は、5年間でほぼ変化していない。「対外的な交渉や調整」において、「男性」の割合が82%から68.4%へ13.6%減少し、「どちらも同じ程度」が12%から22.6%へ10.6%増加した。

草津市男女共同参画推進条例の認知度は変化なし。(毎年広報くさつへ掲載)



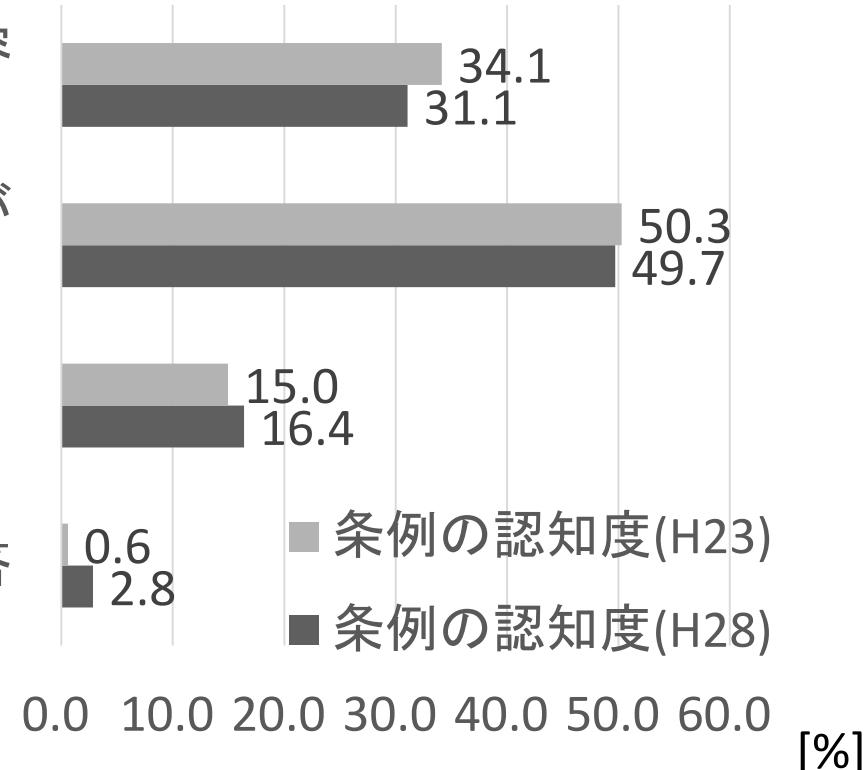
図5. 草津市男女共同参画推進条例の認知度 経年比較

条例の名前およびその内容を知っている。

条例の名前は聞いたことがあるが、内容は知らない。

知らない。

不明・無回答



→条例の名前および内容を知っている町内会長は約30%、名前は聞いたことがあるが内容は知らない町内会長は約半数。名前も知らない町内会長は約15%。5年間で変化無し。

男女が共に生き生き活躍する社会の実現に向けて

「女性活躍推進法」(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)が昨年8月に制定されました。この法律は、「男女共同参画基本法」の基本理念にのっとり、自らの意思で働き、または働くことによる全ての女性の活躍を重点的に推進し、その結果、男女の権利が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。少子高齢化・人口減少・労働力不足の現在、女性も意欲や能力に応じて活躍の場を広げようという気運が高まっています。しかし、男女雇用機会均等法の制定から30年が経った今でも、依然として採用から昇用までのあらゆる段階で、男女間の実質上の格差が残っています。その要因についての議論がなされています。男女は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識と、それと結びついた長時間労働などがあげられています。男女共同参画社会の実現をめざして、理解を深めましょう。

男女共同参画推進条例の基本理念(条例第3条)

8.国際社会の取り組みと同調

男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと密接に関係していることを理解し、世界的視野のもとで行うことが重要です。

7.セクハラとDV(ドメスティック・バイオレンス)の根絶

セクハラやDVは、被害者の人権を著しく害するもので、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき重要な課題です。

6.生涯にわたる健康な生活の営み

男女それぞれの性や身体の特徴を十分理解し、互いの意思を尊重しながら、生涯を通じて、健康を保つことが重要です。

5.家族構成の多様性の尊重

単独世帯やひとり親世帯、男性・女性だけの世帯など、さまざまな形態があることを理解し、それぞれの家族の状況や意思が尊重されることが必要です。

4.家庭生活と社会生活の両立

家族が協力し合い、社会の支援を受けながら、家庭生活と仕事、学校、地域活動などの両立を図ることが重要です。

問合せ 男女共同参画室(7階、☎565-1550、fax561-2489)

地域活動の中で心掛けていること

図6. 地域活動の中で心掛けていること(複数回答)

役員選挙に男性も女性も出やすく、また選ばれやすいようにしている。

地域の行事・祭礼などに男性も女性も参加しやすいようにしている。

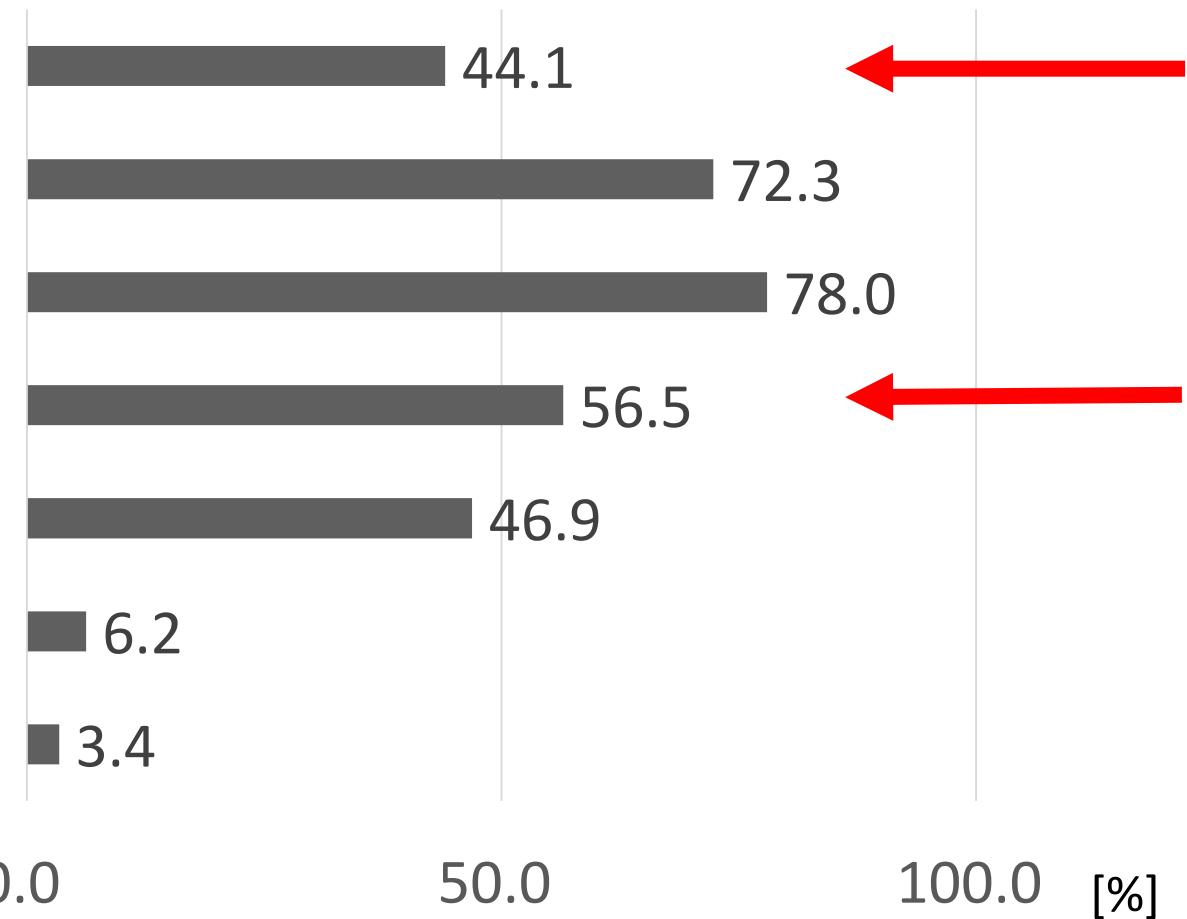
会議などで男性も女性も意見を言いやすいやうにしている。

行事などで性別による固定的な役割分担がないようにしている。

ハラスメント(セクハラ、パワハラ等)に気を付けている。

その他

不明・無回答



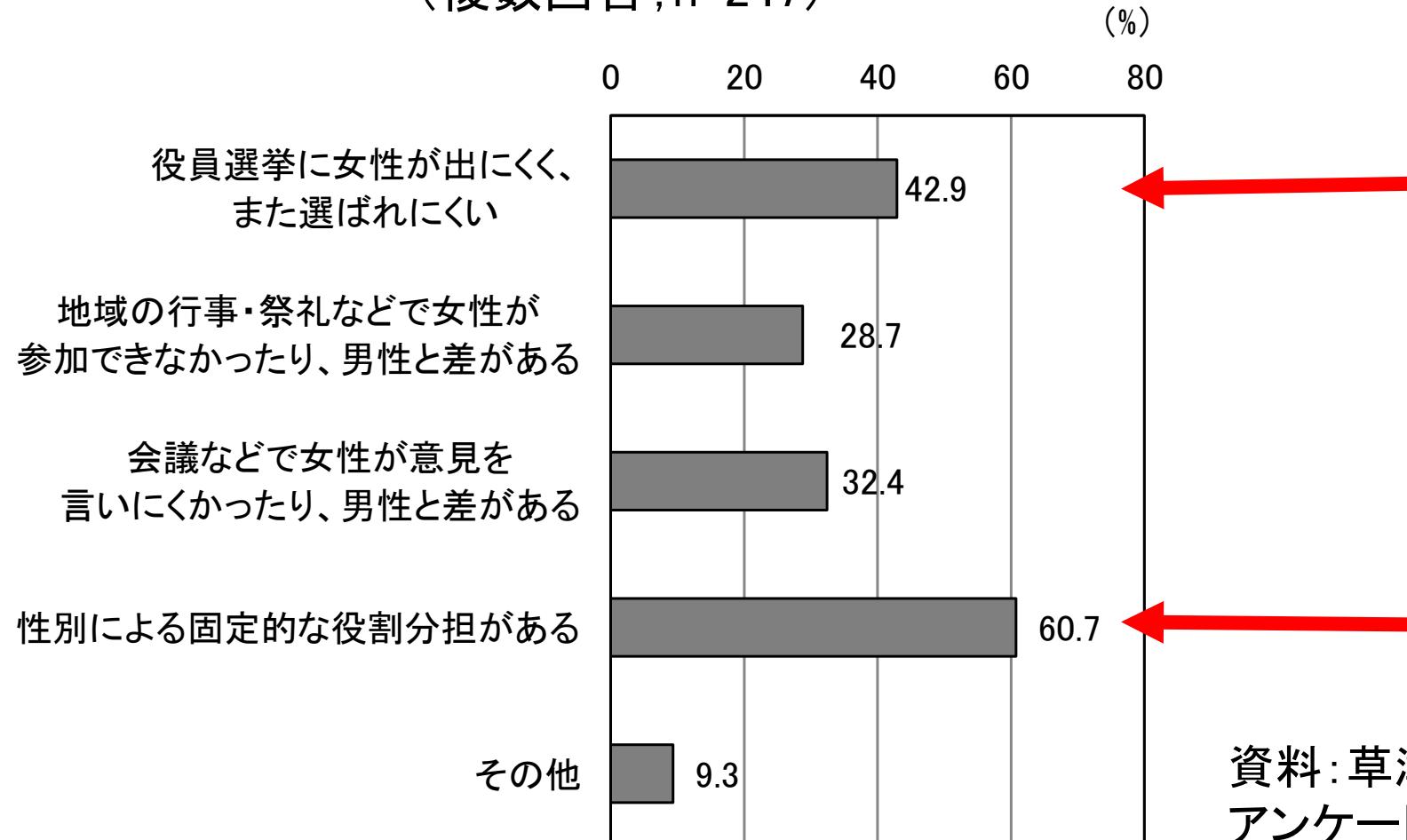
⇒地域の行事・祭礼などに男性も女性も参加しやすいやうにしたり、会議などでも意見を言いやすくするよう心掛けている町内会は70%以上。「性別による固定的な役割分担が無いようしている」56.5%、「役員選挙に男性も女性も出やすく、また選ばれやすいようにしてる」44.1%

«平成26年度市民意識調査より»

町内会の心掛けが足りない項目「性別による固定的な役割分担」「役員選挙」などで市民も格差を感じている。

地域での男女間格差の内容

(複数回答 ; n=247)



資料：草津市男女共同参画に関する
アンケート(平成26年度)

町内会長の条例についての理解が、町内会の運営に影響する

図7. 「条例の認知度」と「地域活動の中で心掛けていること」についてのクロス集計

役員選挙に男性も女性も出やすく、また選ばれやすいようにしている。

地域の行事・祭礼などに男性も女性も参加しやすいようにしている。

会議などで男性も女性も意見を言いやすいようにしている。

行事などで性別による固定的な役割分担がないようにしている。

ハラスメント(セクハラ、パワハラ等)に気を付けている。

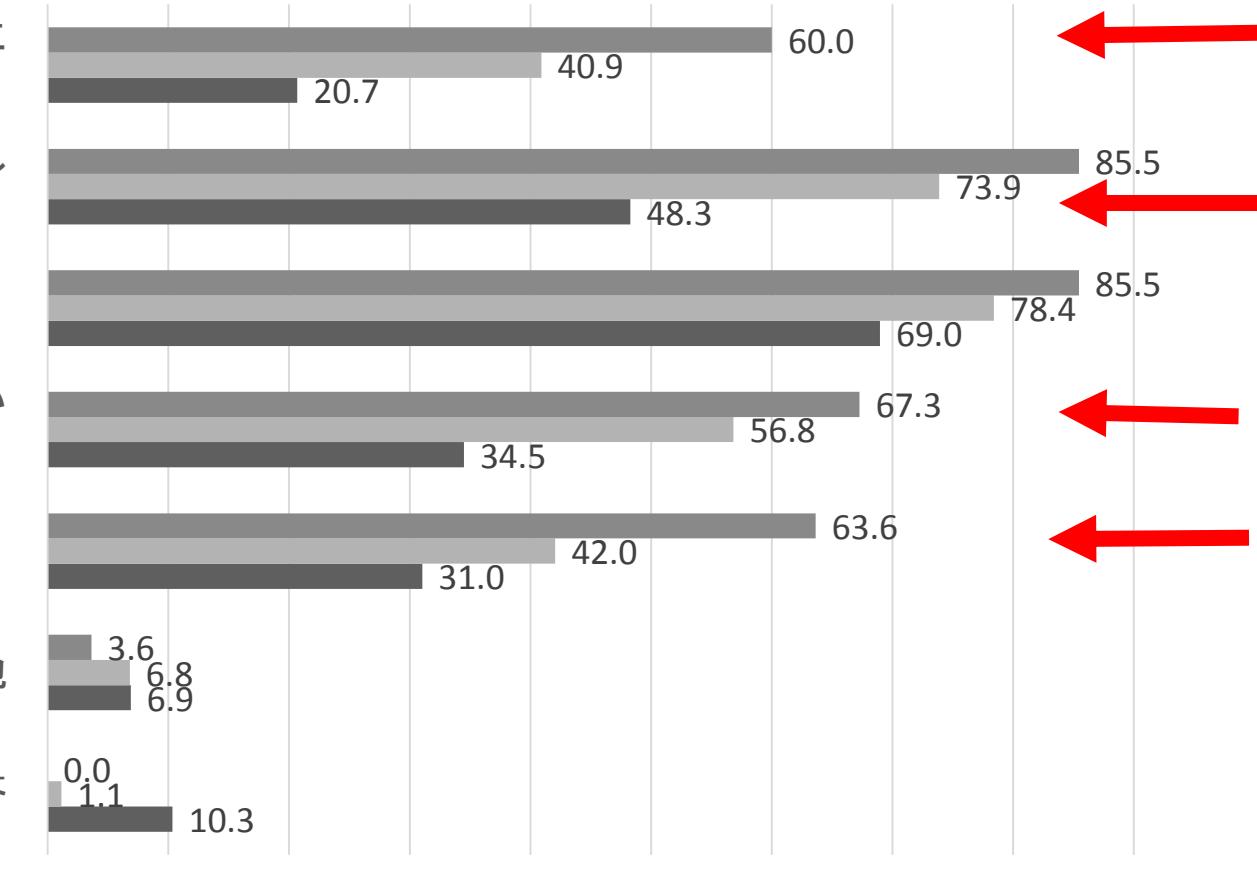
その他

不明・無回答

■条例の名前およびその内容を知っている。
(n=55)

■条例の名前は聞いたことがあるが、内容は知らない。
(n=88)

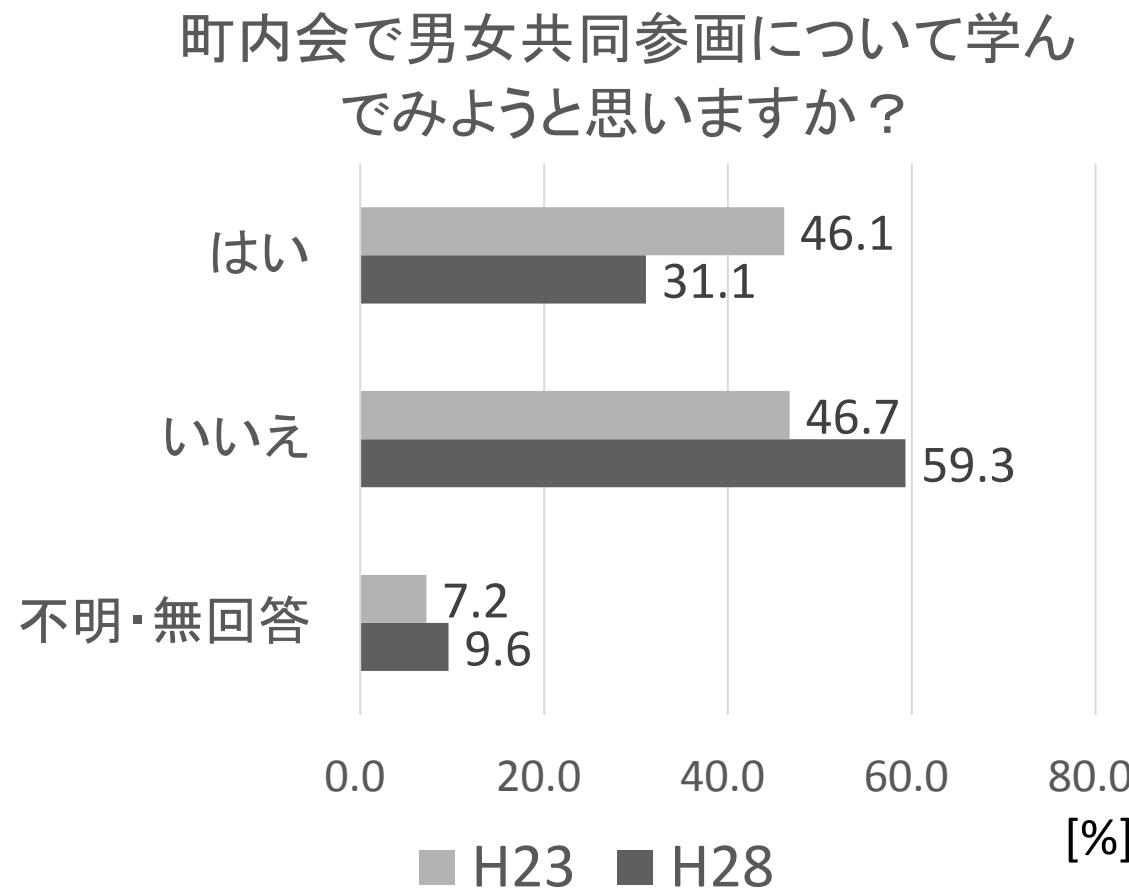
■知らない。
(n=29)



⇒条例の認知が高いほど、男女共同参画を意識した町内会運営が行われている。

出前講座の希望者は前回調査より減少。 理由は「忙しい」・「参加者が見込めない」

図8. 出前講座の希望割合 経年比較



◆忙しいのでできない。

- ・行政の取り組みには感謝していますが会長含め役員・組長の全員が仕事を持っております、現状では難しいと思います。
- ・今年度、町内の行事が多く参画(出前講座)までの余裕がありません。
- ・現状行事を実施するだけで手一杯。

◆参加者が見込めない。

- ・現状では出前講座を実施していただいても参加者が見込めない。
- ・60所帯の中で40所帯以上が高齢者、独居生活の方が多く参加者を集め事が多難。

町内会で取り組んでいること(取り組もうと思っていること)

1. 女性の登用

- ・毎年役員はその年の組長が互選(話し合い)で決定しますが、その折に女性の比率を定めて必ず1／4なり1／3なりを女性が担うようにすれば良いのでは…。来年の役員互選の時提案してみます。
- ・他町内会で女性町会長も存在しています。当町内会では次の役員選任にあたり女性副会長より始めたい(希望)。
- ・女性の社会進出(指導的地位)は諸外国に比して遅れているとはいえ我が国の自治体の首長にも女性が増えてきている。それに比べて町内会レベルは大きく遅れている。5月の町内会長会議でも女性の姿を殆んど見かけない。我町内でも女性役員を数名お願いしているが、トップ(町内会長)へは抵抗が強い。女性ならではの事業を増やし会長を女性に譲りたい。
- ・町内の班長さんは隣番制しておりますが、名簿の提出はなぜかご主人の名前であがってきます。会議等に参加されるのは奥様で…。まだまだ男女共同参画を進めていかなければと思います。

2. 参加拡大、性別役割分担に関して

- ・祭礼では無形文化財の踊りに女性の参加を検討している(笛、鉦、踊り)。
- ・町内の自主防災組織は、男女ほぼ同数の隊員で構成し運営している。
- ・役員、班長は世帯主を登録するのではなく、実際に会議等に参画される方を登録するよう呼びかけ、周知を行っている。
- ・女性がしていただいていたことを無くすようにした。(集会所のそうじ、お茶出しなど)
- ・まだまだ「戸主」の男性が町内各行事に出席するケースが多い。行事での女性参加も増加(男性の仕事の関係で)傾向なので、行事内容、分担等の見直しをしている。

地域での男女共同参画を進めるために、市がどのような取組を進めたら良いと思いますか？

1. PR、気運の醸成

- ・ 男性は女性を従属的立場と考える人は少なくなったと思う。むしろ女性に対してもっと積極的に社会へ出て行くべきだとPRをしていった方が良いと思います。人前で発言できる女性のすばらしさをPRしてください。
- ・ 戦後70年を過ぎた今でも旧来の考え方(思)から抜け出せない男性が多すぎます。優秀な女性の多い今日、個々では困難な意識改革を市が中心となって進めてほしい。そこからのスタートだと思います。

2. 学習会、交流会、事例紹介

- ・ 自治会としては、女性が会議や行事に参加してもらうのは大賛成ですが、女性が尻込みしてしまう。女性が積極的に参加してもらうような事例紹介やフォーラムを企画してほしい。

3. 参画できる仕組みづくり

- ・ 学区単位では様々な組織・団体で女性参加があり、女性がリーダーとして活躍している。しかし町単位となると従来の年齢順、家の代表として男性という考えが存在し、夫が都合悪い時に奥方の出席などあるが町内会運営(現実的には町会長、副会長等、行事には夫婦共に活動している)に女性が活躍する機会はまだ生みだせていない。

4. その他

- ・ 女性自身が積極的に役割をこなす気持ちを持たなければ進まない。

調査結果の分析

- (1)女性が実際に運営に関わっていたり、会議に参加しているが、世帯主で登録しているからか、女性の代表者が少ない。
- ⇒会議へ出席する人を役員として選出するように啓発する。
- (2)町内会長の条例・男女共同参画についての理解が、町内会運営に関与することが明らかとなった。
- ⇒条例概要版の周知と、出前講座を案内する。
- (3)今後町内会を運営する上で、特に「役員選出」、「性別による固定的な役割分担」に意識していただく必要がある。
- ⇒好事例の周知
- (4)5年間で実態は変化していないが、「男女共同参画」「女性の活躍推進」に理解を示している方が半数以上。
- ⇒地域、自治会へ啓発する。また、啓発方法について改善が必要。気運の醸成を図る。₁₀

今後の取り組み

- (1)アンケート結果を啓発紙「みんなで一歩」に掲載し、町内会組回覧で市民へ啓発。先進事例として東新浜町取材記事を掲載。
(啓発紙約6000部発行のうち、約3500部を市内町内会組回覧)
2月発行号NO.46で実施
- (2)出前講座の希望があった町内会に、出前講座の申込書を送付。
- (3)アンケート調査報告書を市公式ホームページで紹介。
- (4)地域で男女共同参画を進められるような好事例を紹介し、条例と共に町内会長等の地域組織への啓発を検討。